

# 情報公開規程

NPO 法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ

## 第1条（目的）

本規程は、当法人の情報公開に関する基本事項を定め、透明性を確保し説明責任を果たすことを目的とする。

## 第2条（基本方針）

当法人は、個人情報及び正当な理由により非公開とすべき情報を除き、情報を公開する。

## 第3条（公開対象）

当法人は、次の書類を公開する。

- (1)定款
- (2)事業計画書及び収支予算書
- (3)事業報告書、活動計算書、貸借対照表、注記、財産目録
- (4)総会及び理事会の議事録

## 第4条（公開方法）

公開対象書類は、主たる事務所に備え置き閲覧に供する、又はウェブサイト掲載その他適切な方法で公開する。

## 第5条（閲覧請求）

閲覧希望者は所定の方法により請求でき、当法人は合理的範囲で速やかに対応する。

## 第6条（非公開情報）

- (1)個人情報
- (2)支援対象者の安全・プライバシーを害するおそれがある情報
- (3)契約上の守秘情報
- (4)当法人の正当な利益を害するおそれのある情報

## **第7条（担当）**

情報公開に関する事務は事務局が所管し、最終責任者は理事長とする。

## **第8条（改廃）**

本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。